

周南市産業等活性化条例の一部を改正する条例制定について

周南市産業等活性化条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市産業等活性化条例の一部を改正する条例

周南市産業等活性化条例(平成16年周南市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南市企業立地促進条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、本市において事業所等の設置を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における新規企業の誘致、既存企業の新規設備投資及び新産業の創出、企業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、雇用を確保し、もって本市への人口の定住及び本市の経済活性化に資することを目的とする。

第2条第1号中「次のいずれかに該当する者」を「営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号アを次のように改める。

ア 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)大分類E-製造業に定める事業又は規則で定める将来の成長が見込まれ市内事業者の技術若しくは地域資源の活用が期待できる事業(以下「重点立地促進事業」という。)を営む者  
第2条第1号ウを削り、同条第2号アを次のように改める。

ア 事業者がその事業の用に供する施設又は生産の維持向上に必要な施設  
第2条第2号ウを削り、同条中第9号を第13号とし、同条に次の2号を加える。

(14) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに定める障害者をいう。

(15) 研究者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学の課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有する者で、研究所において専ら研究開発の業務に従事するものをいう。

第 2 条中第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を次のように改める。

(5) 新設 市内に事業所等を有しない事業者が、市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有する事業者が、市外の大企業者又は中小企業者と共同で、新たに事業所等を設置すること。

第 2 条中第 4 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 研究所 事業所等のうち、研究開発の用に供する施設をいう。

第 2 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 事業所等の設置 事業所等の新設、増設又は更新をすることをいう。

第 2 条第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 増設 次のいずれかに該当することをいう。

ア 市内に事業所等を有する事業者が、新たに重点立地促進事業に係る事業所等を市内に設置すること。

イ 市内に事業所等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既存の事業所等を拡張し、又は現に行っている事業と同一事業の事業所等を市内に設置すること。

ウ 市内に事業所等を有する事業者が、当該事業所等に替えて市内の他の地域に、新たに事業所等を設置すること。

(7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より生産が增強される場合又は製品の高付加価値化が推進される場合及び環境への負荷が軽減される場合に限る。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 別表第1に定める施設の類型及び投下固定資産総額であること。

第3条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「公害防止」を「環境の保全」に、「市」を「本市」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 事業所等の営業開始日が、平成26年4月1日以降であること。ただし、中小企業者においては、この限りでない。

(5) 市税を滞納していないこと。

第4条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 雇用奨励金

(3) 研究者集積奨励金

第4条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる奨励金の額は別表第2に定めるとおりとし、基準年度の翌年度以降に交付する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「取り消すことができる」を「取り消すものとする」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 正当な理由によることなく当該事業所等の設置を行った後10年以内に事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれと同様の状態に至ったとき。

第8条第2項中「命ずることができる」を「命ずるものとする」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定事業者の責務)

第10条 指定事業者は、本市での持続的な事業活動及び本市に住所を有する者の雇用に努めなければならない。

2 指定事業者は、本市が行う施策又は地域で実施される活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第3条関係)

施設の類型	投下固定資産総額
製造業に係る施設	5億円(中小企業者にあつては2,000万円)以上で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が2億5,000万円(中小企業者にあつては1,000万円)以上であること。ただし、事業所等の新設の場合は、新規雇用従業員が営業開始日に10人(中小企業者にあつては3人)以上の場合に限る。
重点立地促進事業に係る施設	1億円(中小企業者にあつては2,000万円)以上で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が5,000万円(中小企業者にあつては1,000万円)以上であること。

別表第2(第4条関係)

奨励金の類型	奨励金の額	限度額	交付時期
1 事業所等設置奨励金	基準年度から起算して2年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税の2分の1に相当する額(中小企業者にあつては基準年度から起算して3年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税に相当する額)	3億円(中小企業者にあつては1億円)	基準年度から起算して2年度間における各年度の翌年度(中小企業者にあつては基準年度から起算して3年度間における各年度の翌年度)
2 雇用奨励金	(1) 新規雇用従業員(研究者は除く。)1人につき20万円。ただし、当該事業所等の設置により、指定事業者の本市に住所を有する従業員数が減少しない場合に限る。 (2) 前号に規定する新規雇用従業員が障害者である場合は、同号に掲げる額に1人当たり10万円を加算した額	2,000万円	(1) 新規雇用従業員 次のいずれの要件にも該当する場合に、1回に限り交付するものとする。 ア 雇用開始の日が営業開始日前1年から開始後2年までの間であること。 イ 雇用開始の日から規則で定める交付申請時(以下「交付申請時」という。)まで1年以上継続して雇用され、その間継続して本市に住所を有すること。 (2) 新規雇用従業員が障害者である場合 交付を始めた年度から3年度間交付する。 (3) 前2号の規定による交付は、規則で定める従業員雇用状況表を提

			出した年度の翌年度(新規雇用従業員が障害者である場合における2回目以降の交付は、当該新規雇用従業員が引き続き1年間雇用されたごと)に行う。
3 研究者集積奨励金	研究者1人につき50万円。ただし、当該指定に係る事業所等が研究所であり、かつ、当該研究所の設置により、指定事業者の本市に住所を有する研究者数が減少しない場合に限る。	5,000万円	(1) 次のいずれの要件にも該当する場合に1回に限り交付するものとする。 ア 研究者が、重点立地促進事業における研究開発に新たに専従する者であること。 イ 研究者が、市外の事業所等から当該事業所等に異動(新規雇用を含む。)した日が、営業開始日前1年から開始日後2年までの間であること。 ウ 研究者が、イに定める異動日(異動後に市内に転入した場合は転入日)から交付申請時まで1年以上継続して重点立地促進事業の研究開発に専従し、その間継続して本市に住所を有すること。 (2) 前号の規定による交付は、規則で定める従業員雇用状況表を提出した年度の翌年度に行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の周南市産業等活性化条例の規定に基づき指定事業者となった者に対する奨励金については、なお従前の例による。

(参 考) 周南市産業等活性化条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>周南市産業等活性化条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における事業所等の設置を奨励し、もって経済の活性化と雇用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 規則で定める特定事業及び環境関連事業を営む者</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他市長が指定する地域に立地する者</p> <p>(2) 事業所等 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 事業者が特定事業及び環境関連事業の用に供する施設</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他市長が指定する地域に立地する施設</p> <p>(3) 事業所等の設置 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 本市に事業所等を有しない者が、新たに事業所等を設置すること。</p> <p>イ 本市に事業所等を有する者が、市外の大企業者又は中小</p>	<p><u>周南市企業立地促進条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市において事業所等の設置を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における新規企業の誘致、既存企業の新規設備投資及び新産業の創出、企業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、雇用を確保し、もって本市への人口の定住及び本市の経済活性化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)大分類E-製造業に定める事業又は規則で定める将来の成長が見込まれ市内事業者の技術若しくは地域資源の活用が期待できる事業(以下「重点立地促進事業」という。)を営む者</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 事業所等 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 事業者がその事業の用に供する施設又は生産の維持向上に必要な施設</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 研究所 事業所等のうち、研究開発の用に供する施設をいう。</p>

企業者等と共同で、新たに事業所等を設置すること。  
ウ 本市に事業所等を有する者が、新たな業種(特定事業(製造業は除く。))及び環境関連事業に係る事業であること。)への展開を目的として、既存の事業所等に加えて、新たに事業所等を設置すること。  
エ 本市に事業所等を有する中小企業者等が、現状の生産規模を上回る事業規模の拡大又は当該事業所等に替えて市内の他の地域に、新たに事業所等を設置すること。  
(新設)

(5) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定する組合その他市長が認めた中小企業者の団体をいう。  
(新設)

(新設)

(4) (略)

(4) 事業所等の設置 事業所等の新設、増設又は更新をすることをいう。

(5) 新設 市内に事業所等を有しない事業者が、市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有する事業者が、市外の大企業者又は中小企業者と共同で、新たに事業所等を設置すること。

(6) 増設 次のいずれかに該当することをいう。

ア 市内に事業所等を有する事業者が、新たに重点立地促進事業に係る事業所等を市内に設置すること。

イ 市内に事業所等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既存の事業所等を拡張し、又は現に行っている事業と同一事業の事業所等を市内に設置すること。

ウ 市内に事業所等を有する事業者が、当該事業所等に替えて市内の他の地域に、新たに事業所等を設置すること。

(7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より生産が増強される場合又は製品の高付加価値化が推進される場合及び環境への負荷が軽減される場合に限る。

(8) (略)

(新設) (6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(新設)

(新設)

(指定)

第3条 市長は、次の各号のいずれの要件も備える事業所等を市内に設置する事業者のうち、第1条に定める目的に資すると認められるものを次条の奨励措置を受け事業者(以下「指定事業者」という。)に指定することができる。

(1) 投下固定資産総額が1億円以上(製造業を営む大企業者にあつては5億円以上、中小企業者等にあつては2,000万円以上)で、かつ、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産との取得額の合計額が5,000万円以上(製造業を営む大企業者にあつては2億5,000万円以上、中小企業者等にあつては1,000万円以上)であること。

(2) 前条第3号ア及びイに規定する事業所等を設置する場合は、新規雇用従業員が営業開始日に10人(中小企業者等にあつては3人以上)であること。

(3) 都市計画区域外に設置される事業所等にあつては、都市計画区域の近隣商業地域の用途制限に適合するものであること。ただし、市長が指定する地域については、この限りでない。

(9) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号から第6号までに定める障害者をいう。

(15) 研究者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有する者で、研究所において専ら研究開発の業務に従事するものをいう。

(指定)

第3条 市長は、次の各号のいずれの要件も備える事業所等を市内に設置する事業者のうち、第1条に定める目的に資すると認められるものを次条の奨励措置を受け事業者(以下「指定事業者」という。)に指定することができる。

(1) 別表第1に定める施設の類型及び投下固定資産総額であること。

(削る)

(削る)



い。

(4) 公害防止に関する協定が必要と認められた場合において、市と当該協定が締結できること。

(5) (略)

(新設)

(新設)

(6) (略)

2・3 (略)

(奨励措置)

第4条 市長は、指定事業者に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

(1) (略)

(2) 基盤整備奨励金

(3) 雇用奨励金

2 前項に掲げる奨励金は、基準年度の翌年度以降に交付する。

(奨励金の額)

第5条 事業所等設置奨励金の額は、基準年度から3年度間における各年度の指定事業者の投下固定資産に係る固定資産税(完納したものに限る。)に相当する額とする。ただし、事業所等設置奨励金の総額は、3年度間の合計5,000万円以内とする。

2 基盤整備奨励金の額は、米光企業団地に立地する事業者が工業用水施設の建設に要する経費の2分の1又は1億円のいずれか低い額とする。

3 雇用奨励金の額は、新規雇用従業員1人につき20万円とし、次の各号のいずれの要件も備える場合に交付できるものとする。

(2) 環境の保全に関する協定が必要と認められた場合において、本市と当該協定が締結できること。

(3) (略)

(4) 事業所等の営業開始日が、平成26年4月1日以降であること。ただし、中小企業者においては、この限りでない。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) (略)

2・3 (略)

(奨励措置)

第4条 市長は、指定事業者に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

(1) (略)

(2) 雇用奨励金

(3) 研究者集積奨励金

2 前項各号に掲げる奨励金の額は別表第2に定めるとおりとし、基準年度の翌年度以降に交付する。

(削る)

(1) 雇用開始の日が営業開始日前1年、開始後2年の間であること。

(2) 雇用開始の日から規則で定める日(以下「交付基準日」という。)まで継続して雇用され、その間継続して本市に住所を有すること。

(3) 前号に定める雇用開始の日から交付基準日までが1年以上であること。

(4) 本市における従業員数のうち、本市に住所を有する者の数が雇用開始の日において増加し、交付基準日までその数が維持されること。

(変更の届出等)  
第6条 (略)  
(奨励措置の承継)  
第7条 (略)  
(指定の取消し等)  
第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 当該事業所等の事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれと同様の状態に至ったとき。

(3)・(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した指定事業者に対しては、奨励措置を行わず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

(審議会)  
第9条 (略)  
(報告・調査)  
第10条 (略)  
(新設)

(変更の届出等)  
第5条 (略)  
(奨励措置の承継)  
第6条 (略)  
(指定の取消し等)  
第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 正当な理由によることなく当該事業所等の設置を行った後10年以内に事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれと同様の状態に至ったとき。

(3)・(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した指定事業者に対しては、奨励措置を行わず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還を命ずるものとする。

(審議会)  
第8条 (略)  
(報告・調査)  
第9条 (略)  
(指定事業者の責務)

<p>第10条 指定事業者は、本市での持続的な事業活動及び本市に住  <u>所を有する者の雇用に努めなければならない。</u></p> <p>2 指定事業者は、本市が行う施策又は地域で実施される活動に参  <u>加し、協力するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。た  <u>だし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例</u>  <u>は、同日後も、なおその効力を有する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表第1(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">別表第2(第4条関係)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。た  <u>だし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例</u>  <u>は、同日後も、なおその効力を有する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--